

日本産婦人科乳癌学会乳房疾患認定医制度規則

第1章 総則

第1条 目的

本会は、乳房疾患の診療、特に乳癌検診に関する十分な専門的知識と技術を有するものを認定し、被検者および社会からの信頼を得、もって本邦女性の乳癌死亡の減少およびQOLの向上を図ることを目的とする。

第2章 認定委員会

第2条 認定委員会の設置

日本産婦人科乳癌学会（以下、本会と略記）は、前条の目的を達成するために認定委員会を置く。

第3条 認定委員会の構成

委員長1名と委員若干名および担当常務理事を置く。

第4条 認定委員会の業務

認定委員会は、認定制度にかかわるすべての問題に対処する。

第5条 認定委員会委員の資格

認定委員会委員は、本会会員、顧問、学術アドバイザーから選出する。

2 認定委員会の本会会員委員は下記に定める認定医の資格を有することが望ましい。

3 認定委員会委員および顧問、学術アドバイザーは、本会の代表理事が推薦し、理事会の承認を得る。

第6条 認定委員会委員長ならびにその業務

認定委員会委員長は認定委員会委員の互選により選出され理事会の承認を得て代表理事が任命する。

2 認定委員会委員長は、認定委員を招集し本会認定医の資格審査を行う。認定委員会委員長が必要と判断した場合ならびに認定委員会委員あるいは理事から要望があった場合は認定委員会を開き、認定制度に関わる問題を討議できる。

3 認定委員会において決定された案件は、委員長が理事会に報告し、理事会の承認得た後、対処される。

第7条 認定委員並びに委員長の任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第8条 認定委員、委員長の欠員の補充

委員あるいは委員長に欠員が生じたときは、代表理事がその補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 認定医申請資格

第9条 申請要件

施行細則に定める。

第4章 認定方法

第10条 申請方法

別途定める。

第11条 審査方法

別途定める。

第12条 認定証の交付

代表理事は、認定委員会が適格と認めた者に対して、理事会の議を経て認定希望者に本会認定証を交付する。

2. 認定希望者は、申請料とは別に認定医合格通知後に認定料 30,000 円を納付するものとする。

第 13 条 認定資格の更新

更新は5年毎とし、施行細則に定める要件の全てを満たすこと。

第 14 条 更新申請方法

更新を希望する者は、施行細則に定める申請書類を日本産婦人科乳癌学会認定委員会に提出し、手数料を納付する。更新申請内容は認定委員会で審査され、理事会の承認を経て新たに認定証が交付される

第 15 条 認定証取得者の資格喪失

次に該当する者は、認定委員会および理事会の議を経て、その資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して、その認定資格を辞退したとき。
- 2) 本会会則の規定に従って、会員としての資格を喪失したとき。
- 3) 申請書に虚偽の認められたとき。
- 4) 認定証取得者として不相当と認められたとき。
- 5) 臨床に従事しなくなったとき。

第 16 条 再申請および復活

やむをえない事情により取り消された認定資格は、認定委員会および理事会の議を経て、復活を認めることができる。

附則 本規則は 2006 年 9 月 22 日より施行される。

附則 本規則は 2008 年 3 月 9 日より施行される。

附則 本規則は 2009 年 10 月 1 日より施行される。

日本産婦人科乳癌学会乳房疾患認定医制度施行細則

第1章 認定医申請資格

第1条 申請要件

- 1) 本会会員歴3年以上であること。
- 2) 日本産科婦人科学会専門医であること。
- 3) 乳癌検診に必要な専門的知識および技術を有すると認められること。なおその内容は別途定める。

注：「乳癌検診に必要な専門的知識および技術を有すると認められること」とは、以下の基準を満たすものとする。

- ①. 過去3年間で本会での3回以上の研修実績を有すること。但し、この3回とは、支部会参加を2回まで認め、本会には1回以上の参加を必須とする。
- ②. マンモグラフィ検診精度管理中央委員会が行う読影試験で評価B以上を取得していること。

第2章 申請方法および更新

第2条 申請方法

1. 申請に必要な書類は以下に定めるものとする。
 - 1) 認定申請書
 - 2) 履歴書
 - 3) 各資格に対してはそれを証明するものの写し。
 - 4) 乳癌（検診）に関する実績および業績あるいは研修歴があれば参考資料とする。
2. 申請料は10,000円とする。
3. 既納の申請料はいかなる理由があっても返納しない。

第3条 審査方法

- 1) 申請期間は毎年10月1日より12月末日までとする。
- 2) 審査は年1回とする。

第4条 認定資格の更新

1. 更新の要件は以下の通りとする。

更新申請の時点（更新年の1月1日）で

 - 1) 継続して日本産婦人科乳癌学会会員であり、年会費を完納していること。
 - 2) 継続して日本産科婦人科学会専門医であること。
 - 3) マンモグラフィ検診精度管理中央委員会の認定する読影資格（評価B以上）を更新していること。
 - 4) 過去5年間（1月1日～12月31日）で、本会学会および本会支部会に5回以上参加し、かつ50点以上の研修実績を有すること。
 - ◆ 本会学会および本会支部会で 最低35点獲得 $7 \times 5 = 35$ 点
 - ◆ 本会学会および本会支部会の参加以外で15点

【研修実績点数表】

実績は申請者が実際に参加した事の証明可能な資料を添付提出が必要となる。

- ・学会・講習会・セミナー：ネームカードのコピー等
- ・学会発表：プログラムと抄録コピー
- ・論文発表：別刷又は論文コピー

①学会参加

- イ) 日本産婦人科乳癌学会 10点
- ロ) 日本産婦人科乳癌学会支部会 7点
- ハ) 日本乳癌学会、日本乳癌検診学会 5点
- ニ) JABTS 学術集会 5点
- ホ) 日本婦人科腫瘍学会 3点
- ヘ) 日本婦人科がん検診学会 3点
- ト) 日本乳癌画像研究会 3点
- チ) 産婦人科乳房画像研究会 3点

②講習会・セミナー

- イ) 日本乳癌学会、日本乳癌検診学会の主催するセミナー 5点
- ロ) 乳房超音波講習会/本会と JABTS 主催 5点
- ハ) マンモグラフィ読影講習会受講、講師 5点
- ニ) 本会が共催、あるいは認定する講習会、セミナー 3点
- ホ) その他乳房疾患関連学会、研究会が開催する講習会、セミナー 1点
- ヘ) マンモグラフィプレ講習会、乳房超音波プレ講習会 3点 (公表済み)

③学会発表・論文発表

- イ) 乳房疾患に関する論文執筆 (全国誌、国際誌) 7点
- ロ) 乳房疾患に関する学会発表 (全国学会、国際学会) 4点
- ハ) 乳房疾患に関する論文執筆 (商業誌、地方紙、院内誌など) 3点
- ニ) 乳房疾患に関する学会発表 (その他) 2点
- ホ) 乳房疾患に関する論文の共同執筆、学会の共同発表 1点
- ヘ) その他 乳癌に関する活動 (読影に参加など)、研修等 1点

第5条 更新申請方法

1. 更新申請に必要な書類は以下に定めるものとする。
 - 1) 更新申請書
 - 2) 各要件を証明するものの写し。
 - 3) 更新申請料は10,000円とする。

第6条 認定医更新審査方法

- 1) 更新申請期間は毎年1月1日より1月末日までとする。
- 2) 審査は年1回とする。

施行細則の変更

第7条 本施行細則の変更は理事会の議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

附則 本施行細則は2008年3月9日より施行する。

附則 本施行細則は2009年3月9日より施行する。

附則 本施行細則は2011年12月10日より施行する。